



令和2年12月9日
事務連絡

各都道府県福祉人材確保担当課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

特定技能外国人に係る求人情報の提出に係る協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年4月に施行された特定技能制度については、フィリピン、インドネシア、ネパール、カンボジア、モンゴル、ミャンマー、国内等において、順次、介護分野の試験を実施しており、ミャンマーについては令和2年2月から試験を開始したところです。

ミャンマーにおける試験実施に際しては、ミャンマー政府から、同国において試験を実施するための条件として求人情報の提出が求められていることから、当該求人情報の提出について、御協力をいただきたく存じます。

具体的な依頼内容は以下のとおりですので、各都道府県社会福祉協議会（都道府県福祉人材センター）への御連絡につきまして、御協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

なお、本件については、社会福祉法人全国社会福祉協議会宛て、同内容を依頼しております。

記

【調査対象】

特定技能外国人の受入れを希望する法人

【提出方法】

別添様式に記載の上、メール又はFAXにて、以下の連絡先まで直接提出願います。

【提出期限】

令和3年1月7日（木）

【留意事項】

- これまで（※）提出いただいたことのある法人が、本事務連絡により追加で受入れを希望する場合は、当該追加分のみが対象です。
- （※）第1回：令和元年12月9日付け事務連絡「ミャンマー政府に対する求人情報の提出にかかる協力依頼について」
第2回：令和2年9月1日付け事務連絡「ミャンマー政府に対する求人情報の提出に係る再協力依頼について」
令和2年9月16日付け事務連絡「ミャンマー政府に対する求人情報の提出に係る協力依頼について」
- 法人単位で回答を作成してください。
- 複数名を採用する場合又は複数の事業所で採用する予定がある場合、就労条件は代表的なものを記載してください。（その場合、「4. 求人数」には法人全体での求人数を記載してください。）
- 回答いただいた求人情報は、出入国在留管理庁を通じて、ミャンマー政府に送付させていただきますが、それ以外の用途では使用いたしません。
- 御不明点等は、以下の連絡先までお問合せください。

【連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室 梶原・福田

電話：03-5253-1111（内線 2125）

メール：kajiwara-ryou@mhlw.go.jp（梶原）

fukuda-kaishi.x20@mhlw.go.jp（福田）

FAX：03-3591-9898